

泰阜村再生可能エネルギー発電設備の設置等に関するガイドライン

令和4年2月1日

1 目的

本ガイドラインは、泰阜村内で再生可能エネルギー発電設備の新設・増設・改修(以下、「設置等」という。)を行う事業者が、村・関係区・自治会及び近隣住民に対して、その事業内容を明らかにするための届出手続きや、設備の設置等に当たっての配慮及び調整事項並びに遵守事項を定めることにより、事業者による適正な設備の設置等及び管理を促し、村民の安全と安心の確保と公共の福祉に寄与することを目的とする。

2 対象

本ガイドラインの対象は、次の各号に掲げる施設とする。

- (1) 太陽光発電設備（ただし、建物の屋根上に設置される設備は対象外とする。）
- (2) 水力発電設備
- (3) 風力発電設備
- (4) バイオマス発電設備
- (5) その他の再生可能エネルギー発電設備

3 対象となる地域

泰阜村内全域を対象とする。ただし、本村に属さない場合であっても、村に影響を及ぼす恐れがある場合は、本ガイドラインに沿った調整事項を行うよう事業者を求めるものとする。

4 事業者の配慮及び調整事項並びに遵守事項

事業者は、資源エネルギー庁「事業計画策定ガイドライン」の遵守すべき事項及び推奨される事項を実行するとともに、次の(1)から(4)に掲げる事項について配慮及び調整並びに遵守すること。

(1) 設備の設置等に当たっての配慮及び遵守事項

- ア 関係法令（農地法、農業振興地域の整備に関する法律、森林法等）を遵守すること。
- イ 雨水等による土砂流出等で、災害が発生しないよう適切な対策を講じること。
- ウ 災害防止の観点から、急傾斜地への設置は避けること。
- エ 立木を伐採する場合は、自然環境に配慮し、必要最小限にとどめること。
- オ 周辺の環境や文化財や環境、景観に配慮すること。
- カ 事業を廃止したときは、速やかに設備を撤去すること。
- キ 設備の撤去により発生する廃棄物は、適正に処分(リサイクル、リユース及び廃棄)をすること。

(2) 周辺住民に対する配慮及び調整事項

- ア 事業者は、再生可能エネルギー発電設備設置等事業計画書(様式第1号)に記載予定の事業の内容・規模の他、工事の施工方法、安全対策、発電事業廃止後の計画について、事業計画予

定地周辺の住民及び事業所並びに関係区・自治会関係者(以下、「住民等」という。)に対する説明会(以下、「説明会」という。)を開催し、十分な説明を行い、事業計画について理解を得られるように努めること。

イ 説明会の対象範囲は、住民等とし、関係区・自治会長と協議の上、決定するものとする。

ウ 事業者は、原則、関係法令の許認可申請及び届出並びに国への再生可能エネルギー発電設備認定申請の前に説明会を開催すること。ただし、申請中のもの、又は、すでに許認可及び認定を受けたものがある場合であって、説明会が未実施の場合は、速やかに実施すること。

エ 事業者は、説明会を開催したときは、その状況を記載した住民等説明会実施状況調書(様式第2号)を作成し、事業計画書と同時に村長に届け出ること。

オ 事業者は、事業に関して、計画作成の初期段階から住民等の意見を聴き、適切なコミュニケーションを図るとともに、住民等に十分配慮して事業を実施し、申し出に対しては誠実に応対すること。

(3) 村に対する届出及び調整事項

ア 事業者は、次表の左欄に掲げる届出書類の区分に応じて、それぞれ同表の右欄に定める時期に遅滞なく村長に届け出ること。

イ 村長は、事業計画書による届出があったときは、このガイドラインの規定との適合を確認し、事業者に受理書(様式第7号以下、「受理書」という。)を交付する。

ウ 事業者は、事業を変更又は中止しようとするときは、事前に変更等届を村長に届け出ること。なお、軽微な変更は除くものとする。

エ 事業者は、再生可能エネルギー発電事業を廃止するときは、事前に廃止届を村長に届け出ること。

オ 事業者は、村長から必要な資料等の書類を求められたときは、遅滞なく当該書類を提出すること。

(4) 村税に係る遵守事項

ア 事業者は、固定資産(償却資産)税の申告に関して、毎年1月1日の設備の保有状況を同年1月末日までに村長に申告すること。

イ 事業者は、個人・法人住民税の申告に関して、毎年の所得の状況に応じて、法定の期日までに村長に申告すること。

6 発電施設の適切な維持管理

事業者は発電設備設置後の維持管理について、適切な措置を講ずること。

(1) 定期的な保守点検

発電設備及び敷地内施設(防護柵、雨水排水処理施設等)については、定期的に保守点検を行うとともに、機器の故障や施設の破損、雨水流出等の問題が発生した場合は、速やかに対処し、適正な維持管理に努めること。

(2) 管理者の掲示

事業者は、発電施設の管理を第三者に対して明確にし、災害発生時等の緊急の場合にも連絡がとれるよう、「発電事業者情報」を発電施設敷地内の道路に面した見やすい場所に掲示するものとする。

(3) 敷地内への立入防止

敷地内への第三者の立ち入りを防ぎ、事故発生を防止するため、敷地内への防護柵設置を原則とする。

(4) 敷地内の除草及び清掃

発電設備の敷地内は、定期的に除草や清掃を行い、隣接の土地所有者等からの苦情が発生しないよう、管理に努めること。

(5) 異常気象等発生時の対応

落雷、大雨、台風、積雪等の異常気象や地震により、災害発生またはその恐れがある場合は、速やかに現地を確認し、発電施設の機器等に異常が発生した場合または発電施設の敷地や施設に起因すると思われる異常が発見された場合は、早急に対処すること。

また、発電施設の敷地や施設が原因で災害が発生した場合は、村へ報告するとともに、速やかに災害の復旧を行うものとする。

7 発電施設の撤去・廃棄

事業者は、発電施設の利用が終了、もしくは発電事業を終了した際には、そのまま放置せず速やかに発電設備等を撤去するなど、適正な処理を行うこと。

また将来の撤去・廃棄については、事業の計画の段階から検討しておき、必要に応じ、事業終了時の廃棄（撤去、運搬、処分）費用を見込んでおくこと。

発電施設等の撤去・廃棄にあたっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律及び環境省の「太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン」に基づき、事業者の責任において、適正に処理すること。

8 ガイドラインの改正（見直し）

本ガイドラインは、国等の制度改正や社会情勢の変化等により、随時、改正（見直し）するものとする。

◎設備の設置等にあたり配慮すべき事項に関する具体的な対応

設備の設置等にあたり配慮すべき事項		具体的な対応
ア	雨水等による土砂流出等で災害が発生しないよう適切な対策を講じること。	○土地の形状変更は最小限に止めること。 ○河川に通じる排水路を確保し、又は雨水を敷地内で処理できる対策をとること。（調整池、地下浸透等） ○土砂等の流失を防止する対策をとること。がけ崩れ、出水のおそれがある土地の場合は、地盤改良や擁壁工を行うこと。 （適切な場所に溝、土留め等） ○地盤が軟弱な場合は、地盤改良や擁壁工の措置を行うとともに、区域外での隆起や沈下が生じないよう、土の置換や水抜き等を行うこと。 ○擁壁を設置する場合については、構造計算等による安全の確認を行い、裏面排水の措置を行うこと。
イ	急傾斜地への設置は災害防止の観点から極力避けること。	○土砂災害防止法で指定する急傾斜の特別警戒区域への設置は避けること。 ○過去に土砂崩落等があった場所、又は崩落等が心配される場所への設置は避けること。 ○切土及び盛土は必要最小限にとどめ、勾配はできるだけ緩和して法面の安定化を図ること。切土・盛土面の法面保護は、擁壁、石張り、モルタルの吹付、芝張り等により行うこと。 ○傾斜地に盛土を行う場合は、段切り等のすべり面对策を行うこと。
ウ	立木を伐採する場合は、自然環境に配慮し必要最小限に止めること。	○可能な限り森林を残した計画設計を行うこと。 ○隣地境界の立木は極力残し、伐採後は隣地境界周辺に低木等により植栽すること。 ○発電設備設置後、余地に植栽すること。等

エ	周辺の景観に配慮すること。	○尾根線上や高台への設置は避けること。 ○道路や隣地境界からできるだけ後退させて設置すること。 ○植栽等により道路や周辺住宅から目立たないように配慮すること。 ○発電設備や発電設備に付属する施設（フェンス等）は、景観上支障のない色彩にすること。 ○太陽電池モジュールの色彩は、周囲と調和した色彩とし、低明度かつ低彩度で目立たないものとするとともに、原則として、黒、グレー系又はダークブラウンの中から周囲と調和するものを選択すること。 ○太陽電池モジュールは、低反射のものを使用するとともに、文字、絵、図等が目立たない又は描かれていないものを使用すること。 ○フレームについては、素材は低反射のものを使用し、色彩は周囲への影響が無いよう、景観に配慮されたものを使用すること。 ○パワーコンディショナー、分電盤、フェンス等の付属設備の色彩は、周囲への影響が無いよう、景観に調和したものとする。 ○発電施設の敷地内は、定期的に除草や清掃を行い、隣接の土地所有者等からの苦情が発生しないよう、管理に努めること。 ○道路沿いや民家等に隣接して設置する場合は、通行者、通行車両、民家等から直接見えないように植栽やフェンス等で目隠しを行い、可能な限り目立たないようにすること。 ※観光施設周辺については、その影響を考慮し特に配慮すること。
オ	事業を廃止した時は、速やかに設備を撤去すること。	○事業終了後の設備放置が心配されることから、撤去費用を売電収入等により、あらかじめ確保しておくこと。等

関係法令（農地法、農業振興地域の整備に関する法律、森林法、等）を遵守してください。

別表 2

◎届出及び調整事項に関する具体的な対応

調整事項等		具体的な対応
(2) 村に対する届出及び調整事項		
ア	様式 1 について	○ 7 関係書類について ・ 様式は任意 ・ その他村長が認める書類 「設備の設置等にあたり配慮すべき事項（ア～オ）」についての対応を記載した書面（書式任意）
イ	様式 2 について	○ 作成者欄について 議事録作成者の記名・押印 ○ 承認欄 説明会出席者の内、作成者以外の者の記名・押印（事業者以外の出席者が望ましい。）
ウ	様式 3 について	○ 変更とは ・ 計画書（様式 1）の内容に変更があったとき。 ・ 事業を第三者に譲渡又は承継等をしたとき。 ○ 中止とは ・ 計画書（様式 1）提出後に、工事前又工事中に事業を取りやめたとき。
オ	様式 5 について	○ 廃止とは ・ 工事完了後に事業を取りやめたとき。
(3) 関係区及び近隣住民に対する調整		
ア	○ 関係区及び近隣住民について ○ 説明会について	○ 関係区及び近隣住民の範囲について ・ 関係区 設備の設置場所が属する行政区等とする。 ・ 近隣住民 設備を設置する土地の隣接地の権利者及び住民（事業所等を含む。）とする。

ア		※隣接地：設備を設置する土地に接する土地。（道路・水路に接する場合は、それを挟んだ土地を含む。） ※ただし、設備規模、設置場所等の状況や関係区等の意見を聞き、適宜判断して関係区及び近隣住民の範囲を拡大する。 ○説明会について ・説明会の開催時期 国への再生可能エネルギー発電設備認定申請を行う前に開催することを基本とする。ただし、すでに設備認定を受けているもの又は申請中のものについては、速やかに説明会を開催すること。 ・説明会の方法 一堂に会して行うことが望ましい。それが難しいときは個別訪問等で説明を行う。 関係区への説明は区長等に行ない、区長等の意見を聴くものとし、必要に応じて関係区民への説明を行う。 ・説明における留意事項 雨水対策、景観への配慮、反射光の対応、その他安全対策については必ず説明を行うこと。
	（４）設備の設置等により周辺環境への影響が確認された場合	○周辺環境への影響が確認されたときは、直ちに改善のための対策を行うこと。また、村に対しその状況を報告すること。 ○その他周辺住民等から、苦情等が寄せられたときは速やかに村に対し、その状況を報告すること。
	（５）村税に関する事項	○固定資産税（償却資産）の申告 ・毎年１月１日現在の償却資産の保有状況を指定の期日までに申告すること。 ○個人・法人村民税の申告 ・毎年の所得等の状況に応じて法定の期日までに申告をすること。